

公害調停 IT 化のすすめ

ー 調停手続へのウェブ会議導入に向けてー

公害等調整委員会委員 わかう としひこ 若生 俊彦
(元富士通(株)シニアアドバイザー、元総務省総務審議官)

1. 調停手続におけるウェブ会議の導入をなぜ進める必要があるのか。

利用者の利便性の向上と業務の効率化、迅速化を進めるため、公害紛争処理における IT 化の推進は時代の要請であり、とりわけ利用者の利便性の向上に資する調停手続におけるウェブ会議の導入は喫緊の課題である。

司法の世界においてはこうした IT 化の流れは加速されており、今般民事訴訟法の改正が行われ、令和 6 年 3 月からウェブによる口頭弁論期日への参加が可能となり、当事者本人や代理人弁護士が裁判所に出向くことなくウェブ会議で手続を進めることが可能となった。

民事訴訟手続で可能なことは当然公害紛争処理手続においても可能なはずである。ましてや、司法手続に比して簡易、迅速な救済を謳う行政 ADR において、司法より煩雑な手続を温存しているは、その特色を生かすことができず、ひいては紛争処理機関として選択されにくい事態が生じかねないという危機感もあり、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）においても司法の動きに対応して積極的にウェブ会議の導入など IT 化を進めてきた。令和 4 年度からウェブ会議を導入し、令和 6 年 4 月からは委員会規則を改正し、正式にウェブ会議を位置づけるとともに、調停期日においては当事者のみならず一部委員のウェブ参加を可能にするなど取組を進めてきた。

2. なぜ調停手続におけるウェブ会議の導入が進まないのか。

去る令和 6 年 6 月に開催された第 54 回公害紛争処理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）においては、こうしたウェブ会議導入の流れを説明した上で、都道府県公害審査会において積極的に導入を検討していただきたい旨お願いした。しかし、一部では前向きに検討しているところがあるものの、当事者のウェブ参加まで含めて検討しているところは少なく、総じて慎重な構えであり、積極的な導入に向けて共通の理解が得られているとはいえない状況であった。本稿においては、導入に向けてどの辺にネックがあり、その解決には何をすべきか、いささかなりとも先行して導入した公調委の経験も踏まえて考察する。

連絡協議会の事前アンケートや連絡協議会でのグループ討論をみるとウェブ会議導入について躊躇する理由について 3 つのカテゴリーに分けられるように思う。

第1の категорияは、ウェブ会議システム自体の運用についての問題である。必ずしも当事者のネット環境が整っているわけではなく、通信トラブルが生じる懸念があるのではないか、高齢者などパソコン操作に不慣れな当事者への対応が難しいのではないか、ウェブ会議での音声の聞き取りに難点があるのではないかといった問題である。

第2の категорияは、対面でないことへの不安から生じる問題である。対面に比べて、意思疎通や意見交換がしにくいのではないか、細かいニュアンスや感情が伝わらないのではないか、微妙な説得が難しいのではないか、といった問題である。

第3の categoriaは調停手続における非公開性が担保できないのではないかという問題である。当事者以外の者が同席する可能性を排除できない、録音、録画の防止ができない、そうしたもののSNSなどネット上の公開を排除できないといった問題である。実は、この問題が寄せられた意見の中でウェブ会議導入を躊躇する一番大きな理由と考えられる。

3. ウェブ会議導入に向けてどのように対応すればよいか。

それぞれの categoriaごとに先行実施している公調委での経験を踏まえどのように対応すべきか検討していきたい。

まず、第1 categoriaのシステムの運用上の問題である。公調委においては、事務局が行う当事者ヒアリングや進行協議、調停委員会の手続のほぼ全てにおいて、ウェブ会議を導入している。現在流通している複数の主要なウェブ会議システムを両当事者の状況に応じて選択して利用することとしており、それにより支障が生じたことはほとんどないと言っていいように思う。ウェブ会議システムは日々進歩し、テレワークが一般化しウェブ会議が当たり前になるなど広く社会一般で活用されるようになっており、スマホからの参加も可能となるどころ、高齢者のスマホ利用も普及してきている。システムによっては、会議ソフトを入れなくても、ウェブブラウザのアドレスバーにウェブ会議の URL を入力することで直接参加可能な比較的簡便なものもある。こうした状況からは、ウェブ会議システム自体が支障となるとはもはや言えないのではないだろうか。また、どうしても難しい場合には、電話会議システムも利用できるようにしており、これは通信障害の場合などにも活用できる。先般筆者が担当した事案において、電話会議のみで調停の成立までこぎ着けた事案があったが、委員長の巧みな進行に負うところが大きかったとはいえ、高齢の当事者本人にとっては対面で大勢の関係者の前で発言するよりも電話の方が話しやすい面もあったように感じられ、やり方次第では電話会議システムも効果的に運用できると実感した次第である。

次に第2 categoriaの対面の問題である。確かに対面によるメリットは大きく、示された懸念ももっともな点が多いと思うが、やり方次第ではそれを補完することは十分可能ではないかと感じている。対面での会議を行う場合、両当事者には会議が実施される場所まで出て来てもらう必要があり、その負担を考えると頻繁に開催することは難しいと思われるし、担当委員も含め日程の調整も簡単ではない。ウェブ会議の場合は、そうした負担が軽減されるので、必要に応じて開催頻度を高めることにより細かいニュアンスや感情など、くみ取れる情報量がある程度カバーすることができ

るのではないと思われる。公調委の場合、事務局においてかなり頻繁に当事者ヒアリングや進行協議をウェブ会議で実施し両当事者と密接な意思疎通をしているが、事務局が行うこうした手続は、裁判官出身の審査官、行政出身の審査官が合同で実施しており、かなりの程度委員会の前さばきとなる重要な手続となっている。ウェブ会議の導入はこうした手続をより容易にし、その質の向上につながる面があると考えられる。筆者が担当した調停事案においては、こうした事務局による事前の努力の成果もあり、ウェブ会議だから調停が困難だったという事案は皆無とっていいように思う。都道府県の公害審査会の場合はこうした事務局が担う手続も含め公害審査会委員が直接やる場合が多いのかもしれないが、非常勤の委員の日程を合わせるだけでも大変であり、ウェブ会議であればその負担は少し軽減できるので必要に応じてきめ細かな審議が可能となるのではないかと考えられる。また、代理人が付かず当事者本人が出席して発言する場合、対面で大勢の関係者の前で発言するよりウェブ会議の方が話しやすいという面があるように思われ、これは回数を重ねるほどそうした傾向が強くなるように思われる。

最後に、第3カテゴリーの非公開性の担保の問題である。行政にとって情報の漏洩によるプライバシーの侵害が発生することは重大な問題であり、特にウェブ会議に特徴的な、無断録音、録画データのインターネット掲載などの問題は、その防止には万全を期す必要があり、この問題に対して各都道府県から示された懸念は当然のことである。

本稿では、この問題に対する公調委の取組として先般とりまとめた「無断録音録画データのインターネット掲載等に関する防止策及び対応策」について、調停手続に関する部分を中心に簡潔に紹介し、この問題の検討の一助としたい。

まず、事前の防止策としては、当事者に対し、遵守事項に関する書面を交付し、録音・録画が禁止されていることを伝え、会議当日においては、調停は法律により非公開とされていることを改めて説明する（当事者の遵守事項や事務局におけるチェック事項等については、「公害等調整委員会の手続のウェブ会議方式による実施の手引」参照）。次に会議中に録音等が判明した場合は、直ちに中止を求め、データを削除させ、指示に従わない場合は、接続を切断し、調停手続を打ち切るなどの厳格な対応を行う。

次に会議終了後、インターネット上に掲載されるなどして無断録音録画等が判明した場合は、当事者に確認を行い、その事実が判明した場合には、プライバシーに関する情報が掲載されることにより人権を侵害しており、加えて公調委の適正かつ円滑な業務遂行が妨げられているとして、速やかな削除を要請する。当事者が要請に応じない場合、現在の法制度の下では、プロバイダ等に対して削除を法的に請求し得るのはプライバシー等を侵害された当事者に限られるが、制度設営者である公調委としても、調停制度の適切かつ円滑な運用のため当事者に協力するほか、事案によっては、別途、プロバイダ等に対して削除要請を行うことを予定している。このように予め違反が行われた場合の組織的な対応方針を明確化することにより、こうした違反が人権侵害となる重大な違反であることを関係者に認識させることができるとともに、制度の信頼にもつながるものと考えている。

公調委としては、こうした一連の措置を執ることにより、事前の防止及び事後の対応において十

全な対応が図れるものと考えている。各都道府県公害審査会におかれては、こうした取組を参考にし、ウェブ会議の導入により生じ得る問題について予め方針を明確化した上で進めることが有益であり、示された懸念の払拭にもつながるものと思われる。

4. 最後にウェブ会議導入のメリットを踏まえその積極的な検討をお願いしたい。

ここまで、ウェブ会議導入の問題への対応を中心に論考を進めてきたが、最後に改めて導入のメリットについて確認しておきたい。利用者からみると、都道府県公害審査会の調停のために県庁所在市の会場まで出向くとなると、交通アクセスの問題もあり一日仕事となることも多いのではないかと思われる。そして、平日に一日費やすとなると、仕事をどうするか、家事や育児や介護といったそれぞれの抱える事情をどうするか様々な制約が生じることとなる。ウェブ会議であれば、自宅や近くの会議室から調停の時間のみ参加すればよいので、こうした負担は大幅に軽減されることとなり、利用者にとって使い勝手は格段に向上することになると考えられる。そしてそれは、ウェブ会議の不慣れからくる多少の不便や不安を補って余りあるものではないだろうか。また、調停を行う側からも、公調委の実践経験からは、事案の進捗等に応じて対面による期日の使い分けなどきめ細かな対応が可能となることにより紛争解決の質の向上につながる可能性もみえてきている。

ウェブ会議の導入によって関係者の利便性や紛争解決の質の向上が図られることにより、これまで手続の利用を躊躇していた国民の紛争解決ニーズに一層応え、都道府県公害審査会の役割を果たすことに資するのではないかと思われる。また、ひいては、公調委の掲げるビジョンである公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めることにもつながるのではないかと期待している。確かに検討すべき課題も多く、情報漏洩などの懸念を考慮すると慎重にならざるを得ない面があることは否定しないが、本稿での論考を参考にいただき、是非導入に向けた積極的な検討をお願いしたい。

(以上)